

令和8年度 高浜町誘客助成事業要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町におけるスポーツ・文化に関する合宿・試合の誘致を推進するため、町内に来訪した団体、グループ(以下「助成対象団体」という)に対し、一定の条件に基づき、高浜町誘客助成事業助成金(以下「助成金」という)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1)福井県外に所在する団体・グループ・旅行会社(以下「団体」という)を対象とし、スポーツ・文化技術向上、親睦のために実施する合宿(以下「合宿」という)であること。
※小中学生、一般の団体も助成対象とする。
- (2)若狭高浜観光協会加盟の宿泊施設に20人泊以上する合宿であること。
- (3)他の助成制度を利用した合宿でないもの(県内市町実施分含む)。
- (4)政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動を行う団体でないこと。

(助成対象期間)

第3条 助成対象となる合宿の対象期間は令和8年4月15日から令和9年3月15日までとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

(対象経費と助成金の額)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、団体が合宿で利用する高浜町内のスポーツ・文化施設の利用料、高浜町までの交通費(貸切バス、高速バス、レンタカー、JR運賃、自家用車の燃料代、高速道路費用)の合計を1団体、上限20,000円とし助成するものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付申請者は、(以下「申請者」という)は、合宿の開始日10日前までに、次に掲げる書類を(一社)若狭高浜観光協会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

- (1)高浜町誘客助成事業申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書
- (3)参加者名簿(予定)
- (4)行程表(任意形式)

(助成金等の交付の決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、高浜町誘客助成事業決定通知書(様式第2号)(以

下「通知書」という)により、申請者に通知するものとする。

(合宿の変更)

第7条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けた合宿の内容に変更があった場合は、合宿実施予定日までに、(一社)若狭高浜観光協会(以下「観光協会」という)に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(合宿の中止)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けた合宿が中止となった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由で合宿催行を中止する場合は、合宿実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。合宿の中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 助成金の交付決定を受けた申請団体は、合宿終了後 1 か月以内か、令和9年3月20日のどちらか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1)高浜町誘客助成事業実績報告書(様式第3号)
- (2)事業報告書
- (3)参加者名簿
- (4)行程表(任意形式)
- (5)アンケート
- (6)高浜町誘客助成事業請求書(様式第4号)
- (7)施設利用料、交通費の請求書、領収書(写し)
- (8)振込通帳のコピー

(交付金額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第11条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。